

令和7年度 一般競争入札による

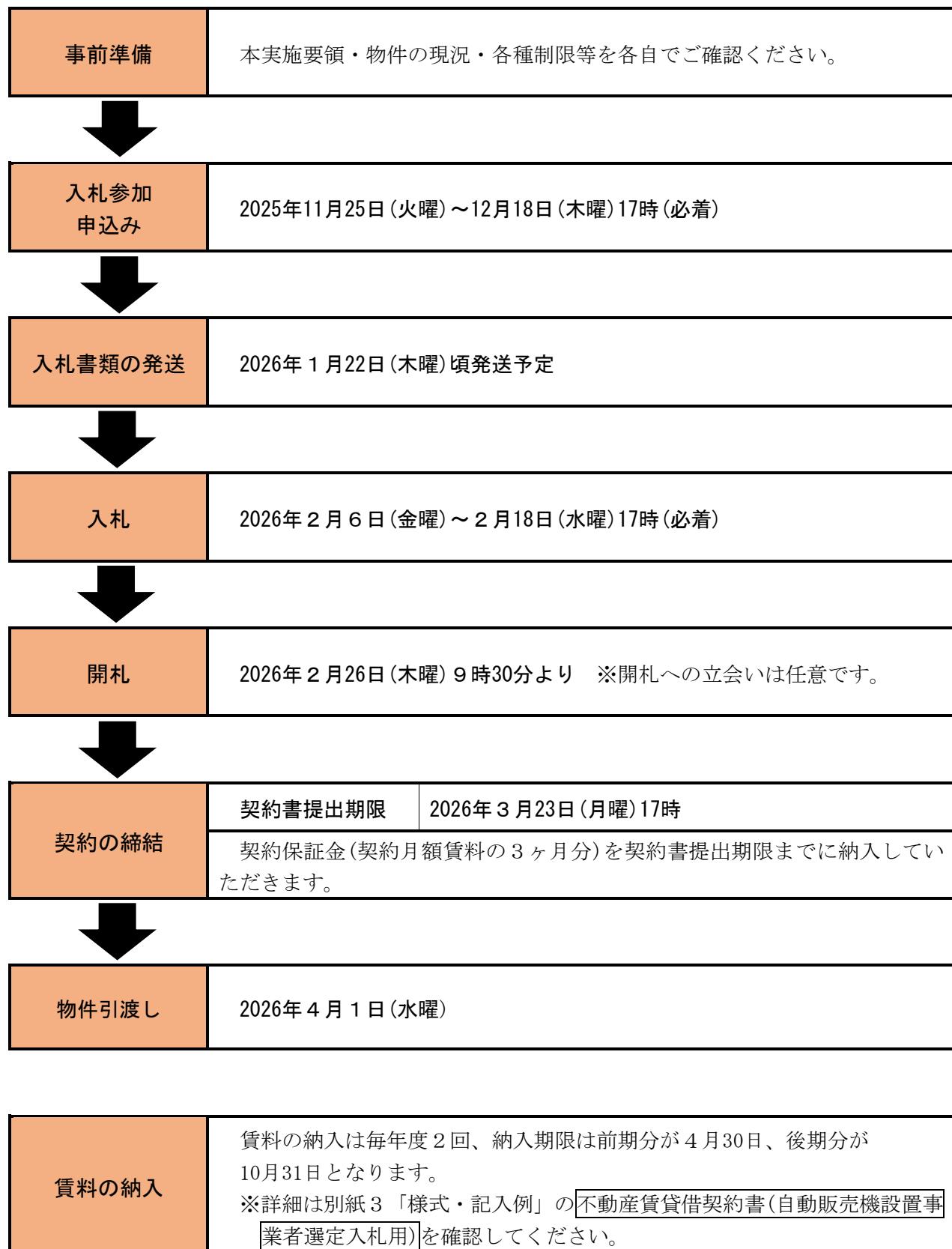
# 自動販売機設置事業者選定

## 実施要領

# 目 次

1. 主なスケジュール .....	1
2. 入札参加資格 .....	2
3. 入札手続き .....	3
(1)入札参加申込み .....	3
(2)現地確認 .....	4
(3)入札書類等の送付 .....	4
(4)入札保証金の納入 .....	4
(5)入札書等の提出 .....	4
(6)開札 .....	5
(7)入札の無効 .....	6
(8)その他 .....	6
4. 契約手続き .....	7
(1)契約保証金の納入 .....	7
(2)契約締結 .....	7
5. 物件引渡し .....	7
6. 賃料の納入 .....	7
7. 契約費用及び公租公課等 .....	8
8. 契約にあたって付する主な特約事項 .....	8
9. 隨意契約 .....	9
(1)随意契約物件の公開 .....	9
(2)随意契約の申込み .....	9
(3)契約保証金の納入 .....	10
(4)契約者の決定 .....	10
(5)初回賃料の納入 .....	10
10. 問い合わせ先 .....	11
11. 提出書類等チェックリスト .....	12
12. Q & A .....	13
13. 【参考】「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(抜粋) .....	14

## 1. 主なスケジュール



## 2. 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。また、随意契約についても同様とします。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2)	破産者で復権を得ない者
(3)	国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む)をいう。)及び地方税について未納の税額がある者
(4)	神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。 ① 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 ② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。 ③ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。 ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。 ⑥ 神戸市における競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
(5)	借り受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
(6)	次の事項のいずれかに該当すると認められる者。 ① 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。 ② ①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位(以下「代表者等の地位」という。)に現にある者及び違反時にあった者。 ③ ①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
(7)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)。 (上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約の解除の対象となります。)

### 3. 入札手続き

#### (1) 入札参加申込み

入札参加希望者は、以下の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。以下の受付期間に参加申込みを行っていない場合は、入札に参加することはできません。

受付期間	2025年11月25日(火曜)～12月18日(木曜) 17時(必着)				
受付方法	郵 送	<p><b>様式⑤宛名ラベルをご利用ください。</b>            (宛先) 〒650-0001            神戸市役所内郵便局留 神戸市行財政局資産活用課 宛</p>			
	持 参	<p>以下の場所へ持参してください。            (場 所) 神戸市役所 1号館17階 行財政局資産活用課            (受付時間) 9時～12時、13時～17時(土曜・日曜・祝日を除く)</p>			
<p>①申込書類</p> <p><input type="checkbox"/> <b>様式①入札参加申込書兼誓約書兼承諾書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申込物件ごとに提出してください。</li> <li>必要事項を記入し、所定の場所に実印を押印してください。</li> <li>落札後の契約締結は、<b>様式①入札参加申込書兼誓約書兼承諾書</b>に記載された名義でのみ行いますので、契約締結権限のある名義を記入するよう注意してください。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> <b>様式②神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1申込者につき1通提出してください。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> <b>様式③委任状と代理人本人の本人確認書類(運転免許証の写しや社員証等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人による入札・契約をする場合に提出してください。</li> <li>申込物件ごとに提出してください。</li> <li>本人確認書類は委任状と同数提出してください。</li> <li>運転免許証の場合は、<u>両面の写し</u>を提出してください。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> <b>様式④入札参加申込物件一覧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数物件に入札参加申込みをする場合は提出してください。</li> </ul> <p>②添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加申込み申請日時点で発行後3か月以内のものの提出が必要です。            申請日は<b>様式①入札参加申込書兼誓約書兼承諾書</b>に記入した日付です。</li> <li>複数物件に入札参加申込みをする場合は、原本1部と写し(合計通数=申込物件数)を提出してください。</li> <li>窓口交付の書類は即時発行できない場合があるので、余裕をもって取得してください。</li> </ul>					
<table border="1"> <tr> <td>法人の場合</td> <td> <input type="checkbox"/> 印鑑証明書  <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書  <input type="checkbox"/> 国税の納税証明書その3の3         </td></tr> <tr> <td>個人の場合</td> <td> <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書  <input type="checkbox"/> 国税の納税証明書その3の2  <input type="checkbox"/> 成年後見制度における登記されていないことの証明書           <ul style="list-style-type: none"> <li>法務局又は地方法務局で取得してください。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 破産に関する証明書           <ul style="list-style-type: none"> <li>本籍地の市区町村で取得してください。</li> </ul> </td></tr> </table>		法人の場合	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 国税の納税証明書その3の3	個人の場合	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 国税の納税証明書その3の2 <input type="checkbox"/> 成年後見制度における登記されていないことの証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>法務局又は地方法務局で取得してください。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 破産に関する証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>本籍地の市区町村で取得してください。</li> </ul>
法人の場合	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 国税の納税証明書その3の3				
個人の場合	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 国税の納税証明書その3の2 <input type="checkbox"/> 成年後見制度における登記されていないことの証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>法務局又は地方法務局で取得してください。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 破産に関する証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>本籍地の市区町村で取得してください。</li> </ul>				

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>参加申込受付期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。</u></li> <li>・<u>郵送方法は問い合わせませんが、到着状況に関する回答は行いません。なるべく配達状況の分かる方法(一般書留や簡易書留等)にて送付してください。</u></li> <li>・<u>郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。</u></li> <li>・提出方法に関わらず提出書類はまとめて1度で提出してください。</li> <li>・入札参加申込み後に、住所、氏名、代表者名等の変更があった場合は、行財政局資産活用課までご連絡ください</li> </ul>
------	---

## (2) 現地確認

現地確認を希望する場合は、事前に物件担当課(別紙1「物件調書・配置図・現地写真」参照)へ連絡し日時の調整を行ってください。現地確認は任意であり、物件担当課による現地説明は行いません。

## (3) 入札書類等の送付

入札参加申込受付後、入札参加資格を確認したうえで以下の書類を送付します。

送付書類	①入札参加資格確認結果通知 ②受付番号通知 ③入札書 ④入札書提出用封筒(白色) ⑤入札参加受付物件一覧
発送方法	郵送
発送予定日	2026年1月22日(木曜)頃
注意事項	2026年1月29日(木曜)中に送付書類が到着しない場合は、行財政局資産活用課までご連絡ください。

## (4) 入札保証金の納入

本入札における入札保証金は免除とします。

## (5) 入札書等の提出

入札参加希望者は、「(3)入札書類等の送付」で送付された書類により、以下のとおり入札書を提出してください。基準を満たさない入札については無効となる場合がありますので、「(7)入札の無効」をご確認のうえで書類をご提出ください。

入札期間	2026年2月6日(金曜)～2月18日(水曜)17時(必着)	
受付方法	郵 送	様式⑤宛名ラベルをご利用ください。 (宛先) 〒650-0001 神戸市役所内郵便局留 神戸市行財政局資産活用課 宛
	持 参	以下の場所へ持参してください。 (場 所) 神戸市役所 1号館17階 行財政局資産活用課 (受付時間) 9時～12時、13時～17時 (土曜・日曜・祝日を除く)

<b>提出書類</b>	<p><b>□入札書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インク又はボールペンにより記入してください。</li> <li>・所定の場所に実印又は委任を受けた代理人の届出印を押印してください。</li> <li>・入札金額のはじめの数字の前に必ず「¥」を記入してください。</li> <li>・<u>入札金額は、別紙1「物件調書・配置図・現地写真」に記載の最低月額賃料以上の月額賃料を記入してください。屋内または屋外で課税扱いの物件は、消費税及び地方消費税(10%)がかかりますが、「入札書」への記載金額(入札金額)は最低月額賃料(税抜き)以上の金額で、消費税抜きの金額を記入してください。</u>落札後は、記載されている入札金額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額(小数点以下は切り捨て)を契約月額賃料とし、契約保証金額の算定も契約月額賃料を用いて行います。</li> <li>・提出の際は、<b>入札書提出用封筒(白色)</b>に<b>入札書</b>のみを封入し、所定の場所(2箇所)に実印又は委任を受けた代理人の届出印で割り印をしてください。</li> </ul> <p><b>□入札参加受付物件一覧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>入札書</b>と照合し、提出漏れがないか確認してください。</li> </ul>
<b>入札書を提出しない物件がある場合</b>	<p>該当物件に関する以下の書類を返送してください。</p> <p><b>□受付番号通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左下空白に「入札辞退する旨」「入札参加申込者名」を記入し、実印又は代理人の届出印を押印してください。</li> </ul> <p><b>□入札書</b></p> <p><b>□入札参加受付物件一覧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当物件の辞退欄に丸印を記入してください。</li> </ul>
<b>注意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出した入札書類の書換え、引換え又は撤回はできません。</li> <li>・<u>入札期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。</u></li> <li>・<u>郵送の場合、郵送方法は問いませんが、到着状況に関する回答は行いません。なるべく配達状況の分かる方法(一般書留や簡易書留等)にて送付してください。</u></li> <li>・<u>郵便事故等により書類が届かなかつたことに対する異議を申し立てることはできません。</u></li> <li>・持参の場合、窓口では受取のみを行い、書類の記載内容の確認等はしません。窓口で封入等提出作業を行わないようにしてください。</li> </ul>

## (6)開札

以下のとおり開札を行います。開札への立会いは任意です。なお、入札参加者以外の方が開札会場へ入場することはできません。

<b>日時</b>	2026年2月26日(木曜)9時30分より
<b>場所</b>	神戸市役所1号館24階「1241会議室」(神戸市中央区加納町6丁目5番1号)
<b>持参するもの</b>	運転免許証や社員証等の本人確認書類
<b>落札者の決定</b>	<p>・最低月額賃料以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>・後日、「(7)入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p><b>【同価の場合】</b></p> <p>落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に受付番号順でくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、これに代えて当該入札事務に係る神戸市職員がくじを引きます。</p>

開札結果の発表	以下の通り発表します。			
	開札会場	神戸市ホームページ	神戸市役所1号館17階 行財政局資産活用課掲示板	
	時間	開札後順次	開札日の17時頃	開札日の翌開庁日9時
落札通知書発送	内容	落札者名・落札金額	入札者数・入札金額・落札者名(※)・落札金額 (※)個人の場合、「個人」と表記	
2026年2月27日(金曜)(予定) ※落札者のみ送付				

#### (7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ・「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- ・「入札参加申込書兼誓約書兼承諾書」の提出がないとき。
- ・最低月額賃料(予定価格)に達しない金額をもって入札したとき。
- ・「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ・「入札書」に記名及び押印がないとき。
- ・「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」の記載がないとき。
- ・一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- ・代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- ・入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- ・入札者の資格のない者が入札したとき。
- ・本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- ・鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- ・「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- ・前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### (8) その他

入札の中止等	不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。
再入札	再入札は行いません。
入札全般の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者から提出のあった書類は、理由にかかわらず一切返却できません。</li> <li>・入札参加書類に記入漏れや実印の相違等があった場合や添付書類の送付漏れ等があった場合は、入札に参加できないことがありますので、書類の記載内容等を十分にご確認のうえ、ご提出ください。</li> </ul>
中途解約後の随意契約の禁止	契約締結後に落札者の都合により中途解約した場合は、原則として同物件の随意契約は出来ません。
適格請求書の発行	適格請求書(インボイス)が必要な場合は、落札後に物件担当課へその旨問い合わせしてください。

## 4. 契約手続き

### (1) 契約保証金の納入

納入期限	2026年3月23日（月曜）
「納入通知書兼領収書」の送付	<ul style="list-style-type: none"><li>落札通知書を受理後、落札者より別紙1「物件調書・配置図・現地写真」に記載の物件担当課へ連絡してください。</li><li>連絡後、物件担当課より契約保証金の納入通知書兼領収証書が交付されますので、神戸市の公金収納を取り扱っている金融機関で納入してください。</li><li>契約保証金は落札金額の3ヶ月分（室内または屋外で課税扱いの物件は落札金額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した金額の3ヶ月分）です。</li></ul>
契約保証金の帰属	落札者が、契約書提出期限までに契約に応じない場合には、納入した追加契約保証金は利息を付けずに返還します。

### (2) 契約締結

契約書提出期限	2026年3月23日（月曜）17時
契約締結の注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>物件担当課から不動産賃貸借契約書が交付されたら、契約書提出期限までに記名・押印し、領収印押印済みの納入通知書兼領収証書（写し）を添えて物件担当課へ提出してください。</li><li>別紙1「物件調書・配置図・現地写真」に記載された契約期間の不動産賃貸借契約書を神戸市と締結することになります。</li><li>別紙3「様式・記入例」に不動産賃貸借契約書（自動販売機設置事業者選定入札用）を掲載していますのであらかじめ確認しておいてください。</li><li>契約は、原則として1物件ごとに締結します。ただし、同一施設内で複数の自動販売機を設置する場合に、1つにまとめることもあります。</li></ul>
契約の確定	契約は神戸市が落札者とともに不動産賃貸借契約書に記名・押印したときに確定します。

## 5. 物件引渡し

物件は、契約締結及び契約保証金が完納されたことを確認した後に、現状有姿で現地立会いのうえ引き渡します。

## 6. 賃料の納入

賃料の納入	<ul style="list-style-type: none"><li>本市が発行する納入通知書兼領収証書により、以下の支払期日までに各期6か月分の賃料を神戸市の公金収納を取り扱っている金融機関で納入していただきます。</li><li>契約期間の始期が4月1日以外の場合の賃料の支払いについては、本市が別途定める支払期日までに納入してください。</li></ul>						
	<table border="1"><thead><tr><th>期間</th><th>支払期日</th></tr></thead><tbody><tr><td>前期（4月1日～9月30日）</td><td>各年4月30日</td></tr><tr><td>後期（10月1日～翌年3月31日）</td><td>各年10月31日</td></tr></tbody></table>	期間	支払期日	前期（4月1日～9月30日）	各年4月30日	後期（10月1日～翌年3月31日）	各年10月31日
期間	支払期日						
前期（4月1日～9月30日）	各年4月30日						
後期（10月1日～翌年3月31日）	各年10月31日						

## 7. 契約費用及び公租公課等

次の費用等は、落札者の負担となります。内容については、各関係機関にお問い合わせください。

費用等	<ul style="list-style-type: none"><li>不動産賃貸借契約書に貼付する収入印紙の費用 ※屋内の物件(屋外であっても課税対象となる物件)の場合、印紙税はかかりません。</li><li>落札者を義務者として課される公租公課</li><li>その他入札参加申込みや入札、契約に要する費用</li></ul>
-----	---

## 8. 契約にあたって付する主な特約事項

賃料の改定 (第6条)	本市は、次のいずれかに該当する場合は、賃料を改定することができる。また、本市は、賃料を改定する場合は、書面により改定した賃料を通知する。 ①貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき。 ②物価又は土地又は建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の物件に比較して賃料が不相当と認められるに至ったとき。
契約不適合 責任 (第13条)	本市は、契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、貸付物件の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあった場合でも、本市に対し、貸付物件の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害賠償の請求を行うことができず、また契約を解除することができない。
転貸、譲渡 等の禁止 (第14条)	次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。なお、承諾申請をする場合は、本市が別途定める書式によるものとする。 ①契約によって取得した権利の全部又は一部を譲渡又は転貸すること。 ②用途又は形状を変更すること。 ③工作物等を設置すること。
違約金 (第15条)	用途、使用上の遵守事項、若しくは転貸、譲渡等の禁止の規定に違反した場合、暴力団等に対する除外措置の規定に該当する場合は、本市に対し、違反時の月額賃料の12か月分に相当する金額を違約金として支払うものとする。
物件の返還 及び 原状回復義務 (第19条)	①契約が終了する日までに(契約解除の規定により本契約が解除された場合又は契約終了の規定により契約が終了した場合は本市の指定する期日までに、中途解約の規定により本契約が解約された場合は解約希望日までに) 貸付物件を本市に返還しなければならない。 ②通常の使用により生じた損耗・汚損、建物・設備等の自然な劣化・損耗等を含めて、貸付物件の引渡し時の状態に復旧しなければならない。ただし、本市がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。 ③契約期間の満了に伴い貸付物件の返還をする場合には、契約期間の満了日の6か月前までに、本市に対し、貸付物件の返還に必要な事項を通知しなければならない。 ④本市と賃借人は、原状回復の内容及び方法について、協議するものとする。 ⑤本市は、賃借人が原状回復を行わない場合は、自ら原状回復のための措置を講ずることができ、賃借人は、本市の請求に従い、当該措置に要した費用を支払わなければならない。 ⑥賃借人が期日までに貸付物件を返還しない場合は、契約終了日の翌日から返還完了に至る日までの賃料の倍額に相当する使用損害金を、本市の指定する期日までに、本市の発行する納入通知書により本市の指定する金融機関に納付しなければならない。 ⑦賃借人は、貸付物件の返還の遅延により本市に損害が生じたときは、本市に対し、使用損害金とは別途に、その損害を賠償しなければならない。

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本入札における市有地の貸付は、民法(明治29年法律第89号)第601条に規定する賃貸借契約で、建物所有目的には使用できず、いかなる借地権も発生しません。</li> <li>・上記以外にも土地賃貸借契約書に記載の内容を遵守していただきますので、詳しくは別紙3「様式・記入例」の<b>不動産賃貸借契約書(自動販売機設置事業者選定入札用)</b>をご確認ください。</li> </ul>
------	--

## 9. 隨意契約

### (1)随意契約物件の公開

入札物件のうち落札者がいない物件を随意契約にて貸し付けを行う場合があります。随意契約にて貸し付けを行う物件は、開札終了後、開札結果の発表とあわせて神戸市ホームページと行財政局資産活用課(神戸市役所1号館17階)の掲示板で公開します。

### (2)随意契約の申込み

受付期間	<p>2026年3月2日(月曜)9時～2026年8月31日(月曜)17時 ※上記期間内であっても、募集を終了することがあります。</p>
受付方法	<p><u>持参のみ</u> (場所)神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館17階 行財政局資産活用課 (受付時間)9時～12時、13時～17時(土曜・日曜・祝日を除く)</p>
必要な資格	<p>入札参加資格と同様です。「2. 入札参加資格」をご確認ください。</p>
提出書類	<p>①申込書類</p> <p><input type="checkbox"/> <b>様式⑥市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込物件ごとに提出をしてください。</li> <li>・必要事項を記入し、所定の場所に実印を押印してください。</li> <li>・希望月額賃料は、別紙1「物件調書・配置図・現地写真」に記載の最低月額賃料以上の希望月額賃料を記入してください。屋内または屋外で課税扱いの物件は、消費税及び地方消費税(10%)がかかりますが、希望月額賃料は税抜き金額を記入してください。契約者決定後は、記載されている希望月額賃料に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額(小数点以下は切り捨て)を契約月額賃料とし、契約保証金額の算定も契約月額賃料を用いて行います。</li> <li>・契約締結は、<b>様式⑥市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)</b>に記載された名義でのみ行いますので、契約締結権限のある名義を記載するように注意してください。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> <b>様式②神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1申込者につき1通提出してください。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> <b>様式③委任状と代理人本人の本人確認書類(運転免許証の写しや社員証等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人による契約をする場合に提出してください。</li> <li>・申込物件ごとに提出してください。</li> <li>・本人確認書類は委任状と同数提出してください。</li> <li>・本人確認書類が運転免許証の場合は、両面の写しを提出してください。</li> </ul> <p>②添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日時点で発行後3か月以内のものの提出が必要です。申請日は<b>様式⑥市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)</b>に記入した日付です。</li> <li>・複数物件に入札参加申込みをする場合は、原本1部と写し(合計通数=申込物件数)を提出してください。</li> <li>・窓口交付の書類は即時発行できない場合があるので、余裕をもって取得してください。</li> </ul>

	法人の場合	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 国税の納税証明書その3の3
	個人の場合	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 国税の納税証明書その3の2 <input type="checkbox"/> 成年後見制度における登記されていないことの証明書 ・法務局又は地方法務局で取得してください。 <input type="checkbox"/> 破産に関する証明書 ・本籍地の市区町村で取得してください。
注意事項	・先着順の受付です。 ・受付開始時間の9時までに、又は随意契約の申込み受付期間以内に、神戸市役所行財政局資産活用課に同時に同物件の【様式⑥】市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)が、複数提出があった場合は、最高価格を提示した者に対して貸し付けます。また、同価の場合は、抽選で貸し付ける対象者を決定します。 ・郵送での提出は受け付けませんので、必ず持参してください。	

### (3) 契約保証金の納入

契約保証金の納入	・随意契約申込受付後に、物件担当課(別紙1「物件調書・配置図・現地写真」参照)より契約保証金の【納入通知書兼領収証書】を交付しますので、神戸市の公金収納の取扱いをしている金融機関で納入してください。 ・契約保証金は記載した希望月額賃料の3ヶ月分(屋内または屋外で課税扱いの物件は希望月額賃料に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額の3ヶ月分)です。
契約保証金の帰属	随意契約を申込みした者が指定された契約書提出期限までに契約に応じない場合は、納入した契約保証金は利息を付けずに返還します。

### (4) 契約者の決定

契約締結	・必要書類提出・契約保証金納入後に契約を締結します。 ・契約期間は、別紙1「物件調書・配置図・現地写真」に記載の契約期間のとおりとしますが、契約締結日が記載の契約期間の始期を過ぎている場合は、契約期間の始期は契約締結日から1ヶ月以内の日で設定するものとします。また、その場合の契約期間の終期は別紙1「物件調書・配置図・現地写真」に記載している契約期間の最終日となります。
契約の確定	契約は本市が随意契約を申込みした者とともに【不動産賃貸借契約書】に記名・押印したときに確定します。
契約の公表	神戸市ホームページと行財政局資産活用課(神戸市役所1号館17階)の掲示板において、契約者名(※)及び契約金額を公表します。 (※)個人の場合、「個人」と表記

### (5) 初回賃料の納入

初回賃料の納入	初回賃料の【納入通知書兼領収証書】を物件担当課より交付しますので、指定する納入期限までに神戸市の公金収納の取扱いをしている金融機関で納入してください。
---------	---

## 10. 問い合わせ先

問い合わせ内容によって、窓口が異なります。なお、12月27日(土曜)～1月4日(日曜)は年末年始休暇となりますのでご注意ください。

### ・入札手続きに関すること

行財政局資産活用課（神戸市役所1号館17階）

TEL:078-322-5051 受付時間: 9時～12時、13時～17時(土曜・日曜・祝日を除く)

### ・物件に関すること

別紙1「物件調書・配置図・現地写真」に記載の物件担当課

## 11. 提出書類等チェックリスト

提出書類等の詳細については、実施要領の該当ページでご確認ください

	<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類等	対象者	様式
入札参加申込	入札参加申込書兼誓約書兼承諾書	全員	①
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書		②
	印鑑証明書	法人	—
	履歴事項全部証明書		—
	国税の納税証明書その3の3		—
	印鑑登録証明書	個人	—
	国税の納税証明書その3の2		—
	成年後見制度における登記されていないことの証明書		—
	破産に関する証明書		—
	委任状	代理人による入札・契約締結をする場合	③
	本人確認書類(代理人本人と確認できるもの)		—
	入札参加申込物件一覧	複数物件に入札参加申込みをする場合	④
入札	入札書を封入した入札書提出用封筒(白色)		—
	入札参加受付物件一覧	全員	—
	受付番号通知(辞退する物件分)		—
	入札書(辞退する物件分)	入札書を提出しない物件がある場合	—
	入札参加受付物件一覧		—
締契約	※辞退する物件の辞退欄に○をする		—
	不動産賃貸借契約書に貼り付けする収入印紙	屋内または屋外で課税扱いの物件以外の契約の場合	—
随意契約申込	市有不動産借用願兼誓約書兼承諾書(随意契約用)	全員	⑥
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書		②
	印鑑証明書	法人	—
	履歴事項全部証明書		—
	国税の納税証明書その3の3		—
	印鑑登録証明書	個人	—
	国税の納税証明書その3の2		—
	成年後見制度における登記されていないことの証明書		—
	破産に関する証明書		—
	委任状	代理人による入札・契約締結をする場合	③
	本人確認書類(代理人本人と確認できるもの)		—

## 12. Q & A

質 問	回 答
どのような場合に委任状の提出が必要でしょうか。	<p>委任状の提出が必要な場合は以下のとおりです。委任状の提出が必要かどうか判断に迷われる場合は、行財政局資産活用課までお問い合わせください。</p> <p>(委任状の提出が必要な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代理人による入札・契約をするとき 入札書への押印、入札書提出用封筒の割印・契約書への押印を入札参加者の実印ではなく、代理人の届出印によって行う場合は、委任状の提出が必要です。</li> </ul> <p><u>※入札書類の持参や開札への立会を法人の従業員が行う場合等は、委任状の提出が不要です。</u></p>
同一施設内その他自動販売機の売上実績について教えてください。	本市は設置事業者から自動販売機の売り上げ実績報告を受けていないため、お答えすることが出来ません。今回の入札物件について、契約期間中もしくは直近で自動販売機の設置がある場合は事業者にヒアリングのうえ物件調書に記載していますのでご確認ください。
自動販売機の保守・運営を別会社に委託することは可能ですか？	可能です。賃借人と締結する不動産賃貸借契約書で、借主の責任・監督下で、第三者へ保守・運営を委託する場合は、事前に委託先の住所・名称・連絡先等本市が指定する事項を届け出るとともに、自動販売機に当該第三者の連絡先を表示することを義務付けています。また、賃借人は当該第三者へ契約書上の義務を遵守させるとともに、当該第三者による契約書上の義務の違反について一切の責任を負うものとします（不動産賃貸借契約書（自動販売機設置事業者選定入札用）第10条）。
屋外設置の物件は非課税対象とされていますが、課税対象として扱いたい場合は対応可能ですか？またその場合は適格請求書を発行できますか？	<p>屋外の物件は、土地の賃貸借契約ということで原則非課税としています。ただし、落札者において税務署と協議した結果、課税対象として認められた場合は、その旨を記載した任意の報告書を契約書締結前に物件担当課に提出することで、課税物件として扱うこととします。その場合、落札金額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した金額(小数点以下は切り捨て)が契約月額賃料となります。また、契約保証金額についても消費税を加算した契約月額賃料3ヶ月分となります。</p> <p>適格請求書の発行を希望する場合も、契約締結前に併せて申し出るようしてください。</p>

### 13. 【参考】「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（抜粋）

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関する次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。

（1）省略

（2）公有財産処分等契約に関する次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

（ア）入札参加申込書

（イ）（ア）に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

（3）省略

（4）省略

（5）省略

（6）前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

（2）前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

（3）前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

（4）次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

（5）前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

（6）第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

（7）前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。